

出土文化財活用の可能性

—堺市長曾根町内会主催文化財展から—

木許 守

1. はじめに

平成9年（1997）6月に、文化庁が全国の都道府県教育委員会教育長に向けて発出した「出土品の取り扱いについて」（通知）は、発掘調査で出土した遺物のうち、今後活用の可能性のない出土品の「廃棄その他の措置」に言及した。この通知の背景には、発掘調査によって大量の遺物が出土し、地方公共団体などがその管理に苦慮している現実があった。当時、全国の地方公共団体で保管されていた出土品の総数はコンテナ（60×40×15cmの遺物箱、以下同様）に換算して459万箱とされ、その大半が調査報告書に掲載されることのないまま、調査機関に収蔵されていた。その管理は、収納したコンテナを重ね積みにして屋外で保管するなど、不適切な状態も珍しいことではなかったのである。その後、20年以上が経過したが、その間に出土文化財の数量は増え続けた。平成31年3月に出された『埋蔵文化財統計資料—平成30年度—』⁽¹⁾によれば、全国の地方公共団体が保有する平成29年度までの出土品の数量はコンテナ8,472,569箱となっている。この間に地方公共団体の出土品の保管施設の環境が劇的に改善されたとは考えられないから、現在もなお、出土品の保管場所の問題は各地方公共団体に重くのしかかり続けている状態である。

上記の「出土品」のほとんどすべてが、文化財保護法第102条で文化財と認定されたものであるから、それは従来通り「出土文化財」と言うべきものである。本稿の目的は、このような出土文化財の活用の可能性を探ることにある。その際に、改めて学術資料としての活用の重要性を強調する。しかし、その前提として、地方公共団体等は現に保有し今後も増えていく出土文化財の収蔵スペースを確保し続けなければならないということがある。そして、地方公共団体等は、このことについて一般市民の理解を得る必要がある。このためには、出土文化財が一般市民にとってより身近な存在であることが肝要で、これまでも行政による取り組みとして様々な啓発事業が実施されてきた。

本稿ではこのような現状認識を踏まえて、まず、市民と出土文化財の関係性について考える。そして具体的な事例の一つとして、平成29年（2017）3月に大阪府堺市北区長曾根町内会が主催した文化財展を紹介する。この文化財展は、長曾根遺跡の地元町内会が遺跡の実態を啓発するために発案・企画、主催し、町内会からの要請を受けて堺市文化財課・大阪府文化財保護課が協賛という形で支援することで実現したもので、行政が実施してきた取り組みとは異なるものである。本稿の目的の一つは、この文化財展とそれを主催した町内会の人々の思いを記録することにもある。

次に、こうした展示活用に供することのできるもの以外の、収蔵庫で大量に保管されている出土文化財が、学術資料として活用されている事例を確認する。そのうえで、出土文化財を大量に保管している現状について一般市民の理解を得るためには、様々な形で啓発が必要なのであり、そのうちの一つに市民が主体となって開催する文化財展を位置づけられることを述べる。そして、今後、その開催がより容易になるように行政が支援を行っていくことが、問題解決への一つのアプローチとなることを展望する。

2. 長曽根町内会主催の文化財展

(1) 長曽根遺跡出土品 展示会

出土文化財は年々増え続け、その保管場所の問題が文化財行政上の大きな課題になっている。問題は、これらの大半が調査報告書にも不掲載となった、遺物包含層出土の土器等の破片資料であって、博物館での展示に不向きで積極的な活用方針やその方法が定まらないことである。文化庁は、平成9年（1997）に、活用ができないのであれば廃棄その他の措置も可能であると「出土品の取り扱いについて」（通知）で示した。

しかし、博物館等で展示されている以外の出土文化財で収蔵庫に保管されているものは、市民から遠い存在であって活用もできないものであろうか。「市民から遠い」というその距離感を縮めることはできないであろうか。この点を考えるためには、大阪府堺市北区の長曽根町内会が主催した「長曽根遺跡出土品 展示会」が手掛かりになる。同展示会は、平成29年（2017）3月18日～26日の9日間に、長曽根自治会館を会場として開催された出土文化財を中心とする文化財展である。本文化財展は、長曽根遺跡の地元住民らが自らの住む地域の歴史に関心を寄せ、文字通り自分たちの足下を見直したいとの思いから企画し開催したということが特徴的である。一般市民が主催する文化財展の事例がないわけではないが⁽²⁾、本例の場合は実物の出土文化財が展示された事例として珍しい。本章では、地域住民で構成される町内会によるこの取り組みについてまず紹介する⁽³⁾。

大阪府堺市は、平成28年（2016）1月現在、世帯数350,627世帯、人口838,882人を擁する⁽⁴⁾大都市である。平成18年（2006）に東接する美原町と合併し政令指定都市となった。人口・面積とも大阪府内では大阪市に次ぐ第2の都市であり、今日まで順調な発展を見せてきた。

堺市北区は堺市の北東部に当たり、長曽根町は北区のほぼ中央に位置している。町域の北半は病院や競技場施設となっていて、南半が居住区になっている。交通状況は、居住区の北辺付近を大阪中央環状線が東西方向に延びていて、東辺付近に府道常磐・浜寺線が、その地下には地下鉄御堂筋線が南北に敷設されている。また、南東側に北西－南東方向に南海高野線が延びている。とりわけ地下鉄線と南海線の交差する地点には中百舌鳥駅があって、大阪市内への通勤・通学にも便利な好立地となっている。



図1 長曽根自治会館

長曽根町はこのような交通至便の地に立地することから、平成27年（2015）12月末現在の世帯数は5,532世帯、人口は12,433人となっている⁽⁵⁾。これは堺市内の町丁別人口として見ても多い。ただし、このような人口集計がなされている行政区画としての長曽根町は、後述するように7つの自治会組織があるので、これがそのまま当該文化財展を主催した団体組織になっているのではない。当該文化財展の主催者は、7つの自治会組織のうち、長曽根西自治会と長曽根東自治会の2つの自治会が共同して運営する「長曽根町内会」

である。平成 29 年度の長曾根町内会の加入世帯数は 535 世帯であり、文化財展の来館者として想定されていた対象はこの長曾根町内会の町会員を中心とするほかその周辺地域の住民であった。

長曾根遺跡における主要な発掘調査は、昭和 56 年（1981）から、上記の府道常磐・浜寺線や地下鉄検車場の建設計画を契機として実施されてきた。また、平成 3 年（1991）には長曾根町およびその近隣の金岡町・黒土町における区画整理事業が計画され、それに伴って平成 15 年度まで発掘調査が継続された。遺跡の規模は、南北 800 m、東西 1,000 m にわたっている。遺構は古墳時代から中世までのものが検出され、遺物はさらに幅広く縄文時代から近世までのものが出土する複合遺跡である。特徴的な遺構・遺物を挙げると、遺構には古墳時代とみられる大溝や奈良時代の建物群など、遺物には鎌倉時代の寺院の存在を推測させる多量の瓦などがある。

さて、「長曾根遺跡出土品 展示会」は上記のように、平成 29 年（2017）3 月 18 日～26 日に開催された。後述するように、筆者はこの催しに出土文化財の今後の活用について大きなヒントが潜んでいると感じたので、その経緯と実態を知るために、主催者から聞き取り調査を行った。聞き取り調査は、平成 30 年 5 月 8 日、同 6 月 19 日、令和元年 10 月 23 日に、町内会および長曾根町財産管理委員会役員から行った⁽⁶⁾。当該文化財展に関する以下の記述は、このその聞き取り結果およびその際に提供された資料によるほか、別の機会に行った堺市教育委員会からの聞き取りによって補ったものである。

本事業の主催は長曾根町内会、協賛は堺市文化財課・大阪府文化財保存課である。開催期間は平成 29 年 3 月 18 日（土）から同 26 日（日）の 9 日間で、各日とも午前 10 時から午後 8 時までの 10 時間が開場時間であった。会場は、長曾根自治会館（図 1）1 階のびやかホールであった。同ホールの広さは約 100 m²で、このワンフロアに、平置きタイプの展示ケース（長さ 153cm、幅 63cm）4 台が搬入された（図 2）。展示された遺物は、土器を中心に磁器・石器・瓦・銅銭・木簡（保存処理済）・土製品など 41 点であった。その所蔵内訳は堺市所蔵分が 25 点、大阪府所蔵分が 16 点であり、それらが時代やテーマごとに上記 4 台のケースに分けられて展示された。また、解説パネル・写真パネルは、堺市から 11 点、大阪府から 4 点が貸し出され、適宜ケース内の遺物に添えて展示されたほか、会場壁面に掲出された。なお、開催当時は、「百舌鳥・古市古墳群―古代日本の墳墓群―」の世界文化遺産登録を目指す取組みが、大阪府・堺市ほかの行政が主導して行われており、その啓発用パネルやのぼりが同時に貸し出された。

このように、長曾根町内会が行った文化財展は、実物資料を一定数量展示し、かつ堺市および大阪府の支援を受けて解説パネルを同時に展示した点でも本格的なものであった。このような展示会を博物館施設ではない臨時的な会場において、しかも主催者側に学芸員がいないという状況で開催することは相当な苦労を伴ったことは想像に難くない。事業を発案・企画した町内会の役員の人々はある程度はそのことを覚悟していたかもしれないが、実際に体験してみるとその苦労は想像を超えていたのではあるまいか。



図 2 長曾根遺跡の出土品展示風景

それにもかかわらず、町内会の人々がそれを実施したいと考えた動機はどのようなことであったのだろうか。聞き取り調査によれば、もともと、長曽根地区における区画整理事業などに先立つ文化財調査でたくさんの出土遺物があり、それは自分たちの祖先の遺品だという意識があったという。そのときから、町内会は長曽根の一角に常設の展示施設を造ってほしいと考え、行政にも相談したが、財政的な折り合いがつかず叶わなかった。そこで10数年越のことになるが、この度、長曽根自治会館での臨時的な展示ができる道を探ったということであった。

次に、この事業を実施するに際して、町内会が行った取組みについて、時系列に従いながら整理する。

平成29年（2017）1月、後述する長曽根町内会財産管理委員会で、長曽根自治会館において文化財展を開催するべく発案があり議論された。その結果、事業推進の方向性が決定された。その後、財産管理委員会は、地元選出の堺市議会議員・大阪府議会議員の仲介を得て、堺市文化財課および大阪府文化財保護課と接触を試みた。

同年2月、展示会の会場ともなる長曽根自治会館の会議室で、長曽根町内会、堺市文化財課、大阪府文化財保護課の三者協議が行われた。この際に、行政側による以下の確認および条件提示があった。

- ①会場について、防犯設備等の確認。
- ②遺物の輸送方法は専門業者（美術梱包・美術品専用車）を用いること。
- ③展示ケースは、施錠可能なケースを用いること。
- ④展示期間中の監視体制として、監視員を常駐させること。

このうち、①については、協議会場となった自治会館が展示会場となる予定であったから、その場で、同会館が防犯カメラが設置された鉄筋構造の建造物であり、日中は管理人が常駐し夜間は機械警備による防犯対策が採られていることが確認された。なお、長曽根自治会館は町内会の所有財産であり、管理人は町内会が契約している委託先から派遣されている。

この協議により、町内会としても提示された諸条件をクリアできる事を回答したので、具体的に事業が動き出した。大阪府文化財保護課・堺市文化財課は、それぞれ搬出するべき遺物やパネルの選定に取りかかるなど、準備を進めた。大阪府文化財保護課は、遺物の分量、パネルの作成に関することなど細々した行政間の役割分担を明文化し、同課名での文書を発行した。

町内会は、この協議の後、直ちに行政から紹介された遺物等運送業者および展示ケースのレンタル専門業者とそれぞれ接触し、見積りのうえ契約を締結した。両業者とも、公立博物館などの業務の受注で実績が豊富な業者である。その費用は、遺物等運送費が308,856円、展示ケースレンタル費用が340,200円で、合計649,056円であった。なお、遺物等運送費には、遺物等の梱包および会場における展示作業が含まれている。

一方、広報活動としては、町内会は、各戸に向けた案内文書（資料1）を作成して回覧したほか、区役所および周辺学校にチラシを配置した。特に学校に対しては児童等に観覧を促すように依頼した。新聞等の報道については、記事として取り上げられるべく産経新聞に連絡したものの、結局、取材を受けることはなかった。

3月18日から26日までの日程で文化財展が開催された。その会期直前の13日から17日までは会場設営および遺物搬入等準備が、会期直後の27日は搬出作業が行われた。具体的な遺物展示については、大阪府と堺市の専門職員が当たったほか、上記の運送業者の担当者が補助した。パネルの展示および遺物の撤収は業者が担当した。運送業者は美術品梱包の専門業者であるので、その担当者は文化財の取り扱いについての技能を有している。

また、会期最終日の26日（日）には、堺市文化財課担当職員による講演会が、同会館3階大会議室で開催された。この講演会は、堺市が市の事業や制度について普及啓発する目的で、市職員を各地域に派遣して実施している「どこでもセミナー 堺市生涯学習まちづくり出前講座」⁽⁷⁾の制度を利

用したものである。

開催期間中と準備・撤収日には、町内会役員および財産管理委員会の役員が監視や立会等として出務した。自治会館は、もとより管理人が常駐している。会館受付等を行う事務室と、のびやかホールは玄関ホールを隔てて向かい合わせの構造になっている。管理人はこの事務室に常駐しているので、会場（のびやかホール）の入り口を開け放った場合、開催期間中も特別に監視員を会場内に配置することは過剰な対応とも思える。それでも、自治会は、文化財展開催期間中を中心に準備から撤収日まで、自治会役員および財産管理委員会で午前・午後等の割当てによる当番を決め、自治会館に役員の誰かが出務するという体制を組んだ（資料2）。準備から撤収までの15日間で、自治会役員・財産管理委員会のうち12名の人員が動員され、午前または午後のいずれかの立会または監視に半日単位で延べ49名が当たった。

実質9日間の開期であったが、その間に252名の来館者あった。講演会は90名の参加があった。

主催者は来館者にアンケート調査を行った。その調査結果について、町内会の集計（資料3）によって、まず来館者の内訳を見よう。

「お住まい」については「町内会」と「子供会」の合計が203名で全体の約80%を占めている。

また、年齢構成を見ると、「中学生以下」が39名、「一般」が84名、「65歳以上」が129名となっている。構成比では「中学生以下」15.4%、「一般」33.3%、「65歳以上」51.2%となる。『堺市統計書（平成28年度版）』⁽⁸⁾によれば、堺市全体の平成27年（2015）12月末現在の人口は845,960人である。また、同書によって、実際に来館可能な年齢層を加味して0～6歳と90歳以上を除外して年齢別人口を集計してみると、7～15歳の人口は72,408人、16～64歳の人口は498,648人、65～89歳までの人口は215,314人になる。その合計は786,370人となり、7～89歳のうち15歳以下は9.2%、16～64歳は63.4%、65歳以上は27.4%となる。

この比率からすると、確かに65歳以上の来館者が50%を越える状況は、高齢者の関心がより高かったことを示している。しかし、逆に見れば、64歳以下の人の来館者が約半数あった事も事実である。一般的な生涯学習施設の利用年齢層などを勘案すると、必ずしも若い人たちの関心が低かったとも言えないであろう。特に、上記の算出によれば、堺市の7～15歳の人口構成比は9.2%であるから、本文化財展の中学生以下の来館者が15.4%となっていることは注目できる。これは学校に呼びかけたことに効果があったことを示している。

次に、この文化財展を発案・企画した財産管理委員会の役員に、効果や成果に関する感想について聞き取りを行ったので、その結果をまとめる。

来館者の反応については、「感想を書いてもらうアンケートを用意したが、回答率が低かったので、すべての人の反応はわからないというのが実際である。しかし、回答した人は総じて好意的な感想を書いていた」という。年齢による受け止め方の違いについては、「高齢者は喜んでくれたと思ったが、若い人はそれほどでもないと思った」と回答した。講演会に関しては、「普段は様々な催しに消極的な人でも参加した人がいた」と回答した。そして、文化財展全体に関する感想では「このような文化財展を今後も続けてほしいという声も聞いた」、「近隣の金岡町でも文化財の出土があるが、金岡町は長曽根の人の農地であった場所も多いので、長曽根だけではなく、近隣で出土したものやその歴史を知りたい」などという声があったと回答した。

このように、筆者の聞き取りに応じた役員各氏は、来館者の反応はおおむね良好であったと受け止めていた。上述のように、来館者の大半は町内会の人々である。

文化財展は、こうして地元の多くの人の好評を博して成功裏に終了した。聞き取りを通じて、役員各氏にあっては短期とはいえ手探りの状態で始めた文化財展を盛況の内に終えることができたことに喜びと安堵を感じていることがよくわかった。

しかし、その一方で、今後もこのような展示会を継続してやっていくかとの筆者の問いに対しては、やりたいと思うと言いつつも必ずしも積極的に肯定することはなかった。それは、長曽根遺跡の実態を知るという意味では、今回の文化財展に一定の成果があったうえに、今後地元の特化した文化財展となると、テーマ設定等において、学芸員不在の状況で自分たちだけで企画し運営することは困難であるとの判断があるのであろう。それに加えて、この形態の文化財展については、そのほかにも開催を困難ならしめる要因が潜んでいるように思われる。それが、多くの自治会・町内会においてこうした文化財展が普及しない理由である可能性がある。次節ではこの点を考えるために、長曽根町内会において文化財展の開催が可能であった背景をみる。

(2) 長曽根町内会について

長曽根町内会とはどのような組織であるか。まずこの点について整理する。

長曽根町全体の人口は、上述のように、平成 27 年（2015）12 月末現在で 12,433 人である。世帯数・人口数において大規模な長曽根町であるが、ここには 7 つの自治会が組織されている。すなわち、長曽根西自治会・長曽根東自治会・長曽根南自治会・長曽根北自治会・下野池自治会・新長曽根自治会・楠友会である。このうち、長曽根西自治会と長曽根東自治会がいわゆる旧村に当たる、古くからの住民の居住区である。その他の自治会は区画整理事業等によって新たに開発された新興住宅地に組織されたものである。

この旧村に当たる長曽根西自治会と長曽根東自治会の 2 自治会が、共同で運営しているのが長曽根町内会である。2 つの自治会では会長をはじめ役員がそれぞれ選出されているが、町内会としては 1 つの組織となって活動していることが特徴的である。この組織が、上述した文化財展の主催者となっているものである。

平成 29 年度の長曽根西自治会の加入世帯は 410 世帯、長曽根東自治会の加入世帯は 125 世帯である。つまり、合計すると長曽根町内会は 535 世帯が加入して活動している。近年、自治会・町内会への加入率が低下していることが全国的にも問題になっているが、長曽根町内会にあっても同様の状況がある。旧村に古くから居住している人の加入率は比較的高いのであるが、近年は旧村の農地も宅地化されて人口が増加傾向にあるものの、そうした転入世帯の自治会への加入率が低いらしい。自治会の対象地域の総世帯数を把握していないが、新たに転入者があっても、「感覚的にはほとんどの転入者は自治会に加入しない」とある役員はいう。子供がいる世帯は子供会に加入するが、小学校を卒業するとそれも脱会するので自治会からは遠ざかることがほとんどであるらしい。

長曽根町内会の会費は、1 世帯当たり 200 円／月となっている。なお子供会は町内会と連動して活動しているので、町内会費を納入した世帯に子供がいる場合は、その子供は自動的に子供会に加入している。一方、町内会の様々な活動には参加しないが、子供だけは子供会に加入したいという世帯はやはり 1 世帯当たり 200 円／月の子供会費を納めている。子供会は、納入された会費をそのまま町内会に納めている。この各世帯から集金される町内会費と子供会費が長曽根町内会の各種活動の原資になっている。

しかし、長曽根町内会の財政基盤は、ここにのみにあるのではない。長曽根町内会は、区画整理事業で生じた町内会所有地を商業事業者などに貸し付けて、その賃料を収益として得ている。その財産管理は長曽根町内会財産管理委員会が行っている。そしてこの収益は町内会の福利厚生に大いに役立っている。

財産管理委員会は、10 名の委員によって構成されている。町内会においては、事業費が高額になるものについては、財産管理委員会の審議・決裁を経るシステムになっている。したがって、町内会事業の内容に関する財産管理委員会の発言力は大きい。今回の文化財展にあっては、財産管理委員会が事業の方向性を決め、町内会に提案しそれが承認される形で進められたものである。

このようにみれば、長曾根町内会が事業として文化財展を開催できた背景には、こうした文化事業に充てることのできる財源を有していたからであると考えることができる。

3. 出土文化財の学術資料としての活用

前章で詳述したように「長曾根遺跡出土品 展示会」は、遺跡の地元自治会である長曾根町内会が主体となり、堺市文化財課・大阪府文化財保護課が支援したことで実現したものである。本展示会は、長曾根遺跡の地元住民自らが企画し実物の文化財を展示したということが特徴的である。地域住民のこうした思いに応えるために、現に博物館や資料館で展示している出土文化財以外のもののなかから抽出して出陳するのであれば、現状ではただ収蔵されているだけの出土文化財の活用に繋がるであろう。すなわち、単純化して言えば、地方公共団体等が保有する展示ケースの台数に加えて、町内会等と協働してその数を増加できれば、展示活用できる出土文化財の数量を増やすことができるという考えである。

しかしながら、現在、多くの地方公共団体が抱える問題は、コンテナにして数千箱単位で出土文化財が収蔵されているという現状である。そうした出土文化財の大半は包含層出土の破片化した遺物である。上記の方法で活用できる出土文化財は、基本的には調査報告書に図面と写真が掲載されるようなものであろうから、数量だけをみれば、新たに展示候補となる出土文化財の絶対数は圧倒的に少ないと言わざるを得ない。この点をどのように考えればよいであろうか。

文化財の活用についての文化庁の各種説明では、「学術資料としての活用」を前面に出して言及されることが少ない。しかし、そもそも文化財保護法第2条によれば文化財とは学術的価値の高いものとして定義されている⁽⁹⁾。出土文化財について考えてみても、それは、保護法第2条の有形文化財の小類型である考古資料のうち、伝世品以外のものをその所在形態に着目して分類したものであるから、本来的に考古学の学術資料としての価値を有している。したがって、たとえ収蔵庫に今は山積みになされているだけの資料であっても、学問の進展によっては有効に活用されることがあるとみるのが、これまでの常識的な考え方であった⁽¹⁰⁾。

ここで改めて、大量に放置されているかに見える出土文化財を考古資料として活用して学術的な成果を上げている事例を確認しておこう。こうした研究成果を知れば出土文化財に対し安易に「廃棄その他の措置」を検討できないことに考えが至るはずだ。ここでは、武内雅人氏の「瓦礫も山の賑わいか」⁽¹¹⁾と藤田和尊氏の「護岸材について」⁽¹²⁾を取り上げる。

武内雅人氏は、出土文化財の廃棄が議論されていることを背景に、文字通り「瓦礫」の山が歴史資料として活用でき一定の研究成果を上げ得ることを示した。諧謔みのある論題であるが、そのことが、むしろこの点に執筆動機があったことを示唆しているし、本文中にも「軽視されることの多い中・近世の平瓦に注目して、その資料的価値の可能性を探」⁽¹³⁾りたいと明記している。

武内氏は、和歌山県海南市岡村遺跡（対象資料132点）、新宮市新宮城（対象資料3,261点）、岩出市根来寺坊院跡（対象資料298点）出土の平瓦および粉河寺大門（対象資料数100点）の平瓦を資料として取り上げてその厚さを計測し、出土地点などの違いによって厚さに規格性があることを明らかにした。扱われた資料の年代は16世紀後半から18世紀初頭までのものである。武内氏は次に同時代の資料として、姫路市大釜瓦窯跡・岡山城・大坂城の各出土平瓦を同様の方法で資料化し比較検討した。そして特に岡山城・大坂城では平瓦の厚さに関する規格性が認められないことを示して、紀州における瓦生産の特質を明確化した。さらに、この規格性は、紀州の瓦工が大量生産に対応すべき技術として獲得したもので、それが徳川幕府御用瓦師寺島家の成立経緯にも繋がることを論じた。

藤田和尊氏は、奈良県御所市鴨都波遺跡第12次調査地出土の護岸材を検討対象にした。鴨都波遺跡は南葛城地域における弥生時代の拠点的大集落として著名であるが、第12次調査地では、調査区

を東西に横断する護岸水路が検出された。検出された水路6本は農地の灌漑に供されたと推定されるもので、いずれも弥生Ⅳ期の所産であるとされる。同一地点で6本もの水路が検出されているのは、水路が洪水等で埋没するとその同じ場所に改めて水路が掘り直されるということが繰り返されたことで累層的にそれが形成されたからで、遺構の切り合い関係などを手掛かりに検出に成功したものである。つまり、この6本の水路には一定の時期差がある。

藤田氏は、この水路の護岸のために使用された護岸材の形式を杭、矢板、横木に分類したうえでそれぞれを小型式に細分した。対象にした資料数は、杭543本、矢板230本、横木68本であった。そして、藤田氏は、各水路で使用される護岸材の細分型式をみることで、時期によってその構成比が変遷していることを明らかにした。例えば、矢板については、当初は杭として使用されていたが、まず集水マスのような湛水が必要な施設で護岸のために矢板の特性を利用した使用法が行われ、やがて矢板自体が大型化して杭としての使用法から独立して矢板本来の使用法が行われるようになったとした。つまり、この6ほんの水路には一定の時期差がある。

藤田氏の視点と方法を用いれば、弥生時代の灌漑技術の発展過程を論じることができるばかりではなく、土器様式としては1時期に収まる水路であっても、使用されている護岸材の型式の割合によって、相対的な年代を一定程度把握することが可能になる。それを周辺地域に敷衍していけば、必ずしも良好な状態で土器の出土が望めない他遺跡の水路や流路遺構について、護岸材の在り方から年代の特定なども可能になるかもしれない。御所市教育委員会は、このような観点から、玉手遺跡⁽¹⁴⁾で800点以上の、茅原中ノ坊遺跡⁽¹⁵⁾で2,100点以上の木杭等について、その細別型式と寸法を一覧表にして報告した。

藤田氏はさらに、杭や矢板の加工痕の観察から工具の変遷や、加工方法の違いを見いだせる可能性を指摘している。こうした観察は、鴨都波遺跡や茅原中ノ坊遺跡、玉手遺跡においても未だ為し得ていないが、それでも、遺物が収蔵庫に保管されているから物理的に可能な状態ではある。

武内氏や藤田氏の方法は、対象にできる資料数が多ければ多いほど、その結論の妥当性が高まるものである。これらの研究は、今は山積みになされた大量の出土文化財であっても、時間をかけて観察することで学術資料として有効な活用ができることを示している。このように、展示など直接的な普及啓発事業に供することができない破片資料などの多くの出土文化財は、本来、研究者が学術資料として活用してその成果を社会に還元するべきものである。

上記の研究事例を参照すれば、出土遺物が報告書に掲載されなかったとしても、それはその出土遺物が学術的な価値を有していないからではなく、学術資料として有効な活用がなされていないからであることが容易に察知できる。要するに多くの出土文化財を学術資料として活用するには、報告書の作成までという期間に限定すると、あまりに時間と人手が足りないということである。したがって、それがなされていないからといって、資料化されていない、すなわち報告書に掲載されていない多くの出土文化財を、活用が見込まれないとして「廃棄その他の措置」を議論するのは、性急にすぎると言わざるをえない。そしてここで改めて、上記の藤田和尊氏の研究は『鴨都波 12次調査概報』という発掘調査報告書に掲載されたことを確認しておきたい。

4. 町内会等主催文化財展とその占める位置

前章で出土文化財の学術資料としての活用事例について改めて確認し、それが今後とも推進されていくべきことを述べた。しかしそう言うものの現在なお多くの地方公共団体が抱えている問題は、収蔵スペースの割に収蔵すべき出土文化財の分量が多く、その場所を確保するうえで庁内、延いては一般市民の理解が得にくいという現実である。そのような社会的風潮において、現に収蔵されている出土文化財の保管を継続することばかりではなく、今後も想定される出土文化財の増加に対応する

ことが困難であるという状況に陥っているとみられる。収蔵スペースの増床が俄かに見込めないのであれば、むしろ、市民等の理解が得にくいというその社会的風潮を固定的なものと捉えるのではなく、そこに変化を促すことが方法として考えらえるべきであろう。

上述のように、出土文化財は学術資料として活用されるべきであるのに、現状では、大量の出土文化財が閉ざされた収蔵庫に置かれ、どのように活用されるものなのが見えにくい状況になっている。すなわち、多くの出土文化財は、一般市民からは遠いところに隔離されている感がある。このことが、出土文化財の収蔵庫の確保について一般の理解を得にくい状況を作りだし、結果として出土文化財の廃棄が議論される土壌となっていると思われる。文化庁の「出土品の取り扱いについて」(通知)が出されて20年以上が経過した今日、その議論は低調であるとみえるが、このような土壌が継続する限りはいつまたそれが復活するかわからないというべきであろう。

このような観点から、一般市民が身近に文化財を感じられる環境こそが重要であると考えられる。そのような環境作りの取り組みとしては、従前から、各地方公共団体の発掘調査担当機関や博物館が主催する一般対象のイベントや、学校の教室に出土文化財の実物を持ち込んで地域学習や歴史学習に活用する事業が行われてきた。

上守秀明氏は、そのような普及・啓発事業を成果公開型と体験型に分類した。そして、具体的には、前者には①現地説明会・遺跡発表会など、②講演会・企画展示など、③広報紙などがあり、後者には④作業体験など、⑤出前事業、⑥出土品等活用セットの貸出などがあるとした。上守氏は、これらのそれぞれに工夫を凝らした事業が全国的に展開されていることを明らかにしたうえで、特に学校での事例を示し、次世代に文化財の価値や制度を理解させていくことの重要性を強調した⁽¹⁶⁾。

これらの事業の多くは、限られた予算と人員という制約のもと、各地方公共団体の文化財担当者による献身的な努力で支えられてきたもので、現実に様々な効果を生んできたと考えられる。そして、こうしたこれまでの実績を踏まえたうえで、さらに様々なメニューを加えることで人々の新たな興味を掘り起こすことができ、より一層大きな効果を得られると期待される。筆者は、このような観点から、ここに第2章で事例として見た町内会による文化財展を、有用な手法として加えることができると考える。これは上村氏の分類による成果公開型の②のうちのひとつとみられるが、具体的な手法として地域住民が文化財展の主催者になることに特色がある。筆者がこの手法に可能性を見出す理由は、それを実際に行った長曾根町内会の人々の開催動機にある。

第2章で述べたように、長曾根町内会の役員は、長曾根遺跡の多くの出土品は自分たちの祖先の遺品であると思ったと言い、調査当時に長曾根の一角に常設の展示施設を造ってほしいと願ったと語った。このことは、遺跡と博物館の関係を考えるうえで極めて重要な示唆を与えている。すなわち、その地点に特化した展示施設を地元の人が潜在的に求めているということである。もし顕著な遺跡が存在する地点でこのことが実現できれば、それは小規模なものであってもサイトミュージアムの設置を行うことである。そのことは、地域社会での歴史の再認識に繋がり、遺跡に対する理解と周知を促すであろう。それはとりもなおさず、遺跡保存にとって大きな力になることは間違いないが、そればかりではなく、そのことが地域愛や地元愛を育むと考えられ、地域コミュニティの強化にも繋がる。

したがって、小規模なものでも恒久的なサイトミュージアムを建設することは地元ニーズにもなったことになる。しかしながら、今日慢性的に財政難に悩む多くの地方公共団体の現状を考えれば、その実現可能性は低いと言わざるをえない。そこで参考になるのが、長曾根町内会が実施した形態である。

ただ、その場合には今度は町内会側の負担が大きくなり、これも容易に実現できるとは思えない。事実、長曾根町内会の役員は、これを継続的に進めることにはむしろ否定的であった。上述のように、役員らには今回の事業によってある程度所期の目的を達成できた満足感もあったであろうが、町内会

による開催について困難ならしめているいくつかの要因が考えられた。これを整理すると以下の通りとなる。

①自治会における学芸員の不在により生じる問題。

a 継続的な企画・立案がままならない。

b 資料の取り扱いに対する不習熟。

②防犯上生じる問題。

a 会場の設備に一定の防犯設備が要求される。

b 施錠可能な展示ケースの設置。

上記問題のうち、①－aを除けばそれぞれ町内会に対して金銭的な負担を強いるものとなった。長曾根町内会は、①－bのために出品文化財の移送を専門業者に委託し、その際に梱包および陳列に関する業務も委託した。また、②については、②－aは、新たな金銭的な負担ではなかったが、会場とした町内会が所有する自治会館は鉄筋コンクリート造で、日中は有人管理を、夜間は機械警備を町内会が委託している。また、期間中は町内会役員が警備等の目的で輪番で会場に詰めた。②－bは文化財等の展示に実績のある業者と展示ケースのレンタル契約を締結した。このようにみれば、長曾根町内会は、今回の文化財展の開催に障害になるとみられる要因を、金銭的に解決したともいえる。その具体的な金額は既述の通りであるが、これは一定の財源を有する町内会であったから可能であったというべきである。多くの町内会組織においては、たとえ地元の遺跡を紹介する文化財展を開催したいという希望があったとしても、こうした金銭的な負担が発生するとすると実現の可能性は一気に低くなるであろう。そして、実際に長曾根町内会においても、継続的な開催に役員も意欲的ではなくなっていた。その理由は複合的で単に金銭的な負担だけが原因ではなかろうが、その一因になっていることは確かである。

上述のように、この事業は一般市民に対して行う啓発事業として有効であると考えられるから、何とか、町内会等による、町内会等所有の施設を使用しての文化財展の開催を常態化するべく、障害となっている事項のハードルを下げることはできないであろうか。その実現のためには、やはり行政による支援が相当に必要であると思われる。次にその点について検討する。

①については、もとより町内会等の組織に学芸員を求めることができないのは自明であり、今回も堺市および大阪府の職員による支援があった。しかし、多くの地方公共団体では慢性的な人手不足に悩んでおり、新たな事業を起こすことは、現職員の負担を増やすことにつながってしまう。それでも特定事業に対して市民の一定の需要や要望があれば、計画的に新たな職員を配置することは必ずしも不可能ではないだろう。

そこで注目されるのが、近年その数を増している定年退職を迎える専門職員の存在である。地方公共団体における文化財行政の専門職員の配置は、まずは都道府県レベルで、早いところでは1960年代頃に始まるが、その後1970年代以降は市町村でも採用が増加している。早い時期に採用された人は、2000年代頃から定年退職を迎え、再任用・再雇用されている人も少なくない。今後定年退職の年齢が引き上げられていくことになるが、文化財の取り扱いの技量を有した退職者は増え続けることになる。もちろん、この人たちが再任用・再雇用された場合は、その技量をもって日常の業務にあたることになるだろうが、年度当初から計画されたことであれば、こうした人材を新たな事業の展開に活用することができるのではないか。少なくともこうした人材は、①の問題の解決に当たることが可能で、各地の町内会等での文化財展の企画・運営に当たり得ることはもとより、遺物の梱包や公用車による移送も可能であるから、梱包・移送の費用をことさらに求めなくてもよくなる。

②の防犯上生じる問題はより解決が難しい。防犯対策はより厳重であればあるほど安心であることは論を俟たない。要するにこのことは、どの程度で公開と防犯の折り合いをつけるかという点に帰結

することと思われる。

まず、②-aの会場について検討すると、地方公共団体等が所有する公民館などの施設であれば一定程度以上の防犯対策がなされていると思われるが、ここでは、文化財展の会場として地元町内会等が所有する自治会館等を想定している。もちろんそれが鉄筋造で夜間の機械警備等が配備されていることは理想的であるが、それを厳格に求めれば開催可能施設が極端に減るであろう。そこまでの設備が備わっていなくても、どのような施設も施錠等、一般的な防犯対策がなされているのは当然のことである。また、町内会等の防犯意識にもよるが、自治会館等は自分たちの所有物であるから、周辺住民が異変に気づきやすいこともある。このような観点から、搬入される出土文化財等が、発掘調査報告書に掲載されるような遺物であっても指定文化財ではないのであれば、今少し施設の防犯対策に関する規定を緩和してもよいのではないか。窃盗は犯罪であり、むしろ一般的な防犯施策で対応すべき点多いと考ええる。

それでも、②-bについてはより慎重でなければならないであろう。施錠可能な専用展示ケースは、防犯効果はもとより観覧者多数の場合などに展示物の破損等の事故を未然に防ぐことができる。そして、それ故に、ガラス越しとはいえ、観覧者が、安全を確保しながら至近距離で展示物を観察できるという見学上の効果も期待できる。

しかし、長曾根町内会ではそうした展示ケースのレンタルに30万円以上の費用を負担した。このような費用負担が前提であれば、地域の文化財展の開催を望む町内会等があったとしても、実現の可能性は低いであろう。したがって、当該事業の有用性が認められるのであれば、行政としては、あらかじめ年度当初に50万円程度の予算化をして対応することが妥当であると考ええる。

いずれにせよ、このような事業推進のためは、上記でみた通り行政側での計画的な人員配置をはじめとする予算化が必須である。年度途中で生じた事業を、当初予算や現有の人員でこなすことは、職員に過大な負担を強いることになるだろう。本稿で事例として取り上げた長曾根町内会主催による文化財展は、行政側からみれば、年度末に近い時期に町内会から急に持ちかけられた話であった。それでも、行政側は住民の要望をかなえるべく最善の対応をしたと思われるし、その一方で、予算化できていなかった部分を町内会が負担することで実現したものであるといえるであろう。これを事業としてより整合的に行うには年度当初からの計画が必要であろう。

しかし、行政としては、各種補助金対象事業でない限り、その効果が確定的でない事業にいきなり予算化を行うことは難しいのが実態である。そこで、まずは展示遺物の搬入・搬出や展示作業は行政の担当者が行うとしても、事業の実現を目指すべきであると考ええる。例えば、必ずしも適切な展示ケースを準備できなくても、展示日数や時間を限定することで監視を行き届くようにすることは可能であろう。そうした事業実績を積むことで、徐々に上記の人的配置や、展示ケースのレンタルなどの予算措置を拡大していくことができるのではないか。一方で、こうした事業を拡大しようとするならば、上に見た通り、人員配置以外の問題も存在している。それは、防犯等に配慮するあまり、出土文化財等を所蔵している公的機関が、それらを貸し出すことに躊躇するということである⁽¹⁷⁾。これはやむを得ない側面もあるが、指定文化財以外の遺物等であれば今少し条件を緩和することも検討されるべきであろう。

また、この事業の推進に当たっては、事業主催者となる町内会等を募集する形をとり、期間中の監視や告知活動等での役割を担ってもらうことが肝要である。それは、開催する町内会等の選定に根拠が得られるという行政技術上の理由だけではなく、地域の人々を巻き込むことで、その遺跡が自分たちのものであるとの意識の高揚が期待できるからである。

筆者は、このような行政支援によって、町内会等の地域住民が文化財展を主催することが、出土文化財と一般市民の距離を縮める手段の一つであると考えるのである。こうした事業は、これまでも取

り組み込まれてきた多くの事業と複合的に展開することによって、出土文化財に対する一般の関心を高めることに寄与すると考える。そして、そのことが改めて多くの出土文化財の学術的な意味を啓発する際の土壌形成に繋がると考えるものである。

5. まとめ

平成9年に文化庁が出した「出土品の取り扱いについて」（通知）は、今後活用の可能性がない発掘調査による出土品の「廃棄その他の措置」に言及したため、関係各方面に衝撃、動揺を与えた。その背景には、増加し続ける出土品に対して地方公共団体の保管体制が追いつかず、必ずしも適切ではない管理状態に陥っている場合が少なくなかったことがあったと考えられる。その後20年以上を経過して、その間に地方公共団体が保管する出土文化財の分量は増加したが、年間の増加率が減少したことなども相俟って、この議論そのものは低調気味である。一方で、上記の管理状態が改善したかと言えば多くの場合そうではなく、今なお、出土文化財の保管場所の問題は、地方公共団体等の文化財行政上の課題になっている。

しかし、本来出土文化財は、展示活用等ができないものでも、学術資料として活用されるべきものである。したがって、発掘調査を担当した各機関がすべての出土文化財を保管し続けることは、この観点から意味のあることである。ただ、そうであったとしても、一般市民にとっては、出土文化財が身近なものと感じられない限りは、大量の出土文化財を地方公共団体がその予算を使って保管・管理していることに理解を得にくいというのが現状であろう。しかし、出土文化財とは、元々自らが居住する地域から出土したものであるから、地域住民にとっては身近なものであったはずだ。本稿では、そのような地域の出土文化財をもっと知りたい、あるいは地域の人に知らせたいとの思いから企画された長曽根町内会の文化財展を紹介した。この文化財展においては開催可能になる諸条件が偶然にも揃っていたのであるが、行政が積極的に支援することで、他地域においても開催の可能性が広がるのではないか。これは文化財の啓発活動の一つに加えることができると考える。このような事業の推進により、町内会等一般の人々が出土文化財により親しみ、地域の歴史文化を知ることが重要である。このことが、結果的に出土文化財の保管の問題について市民の理解を得ることに繋がると考えられる。

註

(1) 文化庁文化財第二課『埋蔵文化財統計資料—平成30年度—』2019年

(2) 管見に触れたものでは、初期的かつ代表的なものとして、静岡県浜松市伊場遺跡の保存運動と連動した「遠江のあけぼの展」（椎名2017）のほか、近年では令和元年（2019）に「周山城址を守る会」が京都市右京区京北で行った「周山城址特別展」（木許ほか近刊予定）を挙げることができる。

椎名慎太郎「文化財訴訟と伊場遺跡」『文化財保存70年の歴史』（文化財保存全国協議会）、p.172、2017年

木許守ほか「京都市指定史跡 上中城跡の活用を考える」『上中城跡の研究』近刊予定

(3) 筆者は長曽根町の住人ではないが、全くの偶然の機会に当該文化財展の開会前に、開催情報を得ることができた。本文に記したように、当該形態の文化財展は珍しいものとの認識があったので、展示期間中に一般の来館者として観覧した。

(4) 堺市『堺市統計書（平成28年度版）』2017年

(5) 前掲註（4）P.43

(6) 聞き取りは、長曽根町内会財産管理委員会 坂井清二氏・北野孝志氏・熊田哲夫氏にご協力いただいた。なお、平成30年5月8日の第1回聞き取りに際しては、堺市文化財課 池峯龍彦氏に立ち会いただいた。

(7) 堺市生涯学習課『どこでもセミナー 堺市生涯学習まちづくり出前講座』2019年

筆者が参照した上記の平成31年度版パンフレットでは、文化財関係の講座は「G. 文化・観光・産業」に分類され、ここに「G

ー 4 堺の文化財について」が設定されていた (P. 15)。当該講演会が開催された平成 28 年度においても同様の講座が設定されており、長曽根町内会がこの制度を利用して講演会を開催したものである。

(8) 前掲註 (4) P. 45

(9) 文化財保護法第 2 条による文化財の定義で、直接的に「学術上の価値」との文言を使わない場合は、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」・「国民の生活や生業の理解のため欠くことのできないもの」・「歴史的風致を形成しているもの」などとしている。しかしこれらの価値を決定し得るのは、歴史学、美学、民俗学などの学問であるから、それらの場合も学術上の価値を有したものが文化財と定義されていると理解できる。ただし「考古資料」についてはそのような規定もなされていない。これは考古資料がその名称の通り考古学という学問の資料としての価値を有しているから、わざわざ学術上の価値に言及する必要がないと解するべきである。

(10) 横山浩一氏は、佐原真氏が各地の弥生土器を改めて観察してまわることで、弥生土器が回転台を使用して製作されたことを立証した事例をあげた。これは、考古学が「原資料の再点検」がしばしば必要になる学問であることを論じたものであるが、このことから、原資料の一つである出土遺物は失うことができないものであるとの示唆が与えられる。

横山浩一「考古学とはどんな学問か」『日本考古学を学ぶ』(1)、P. 9、1978 年 (有斐閣)

佐原真「彌生式土器製作技術に関する二三の考察―櫛描文と回転台をめぐる―」『私たちの考古学』第 5 巻第 4 号、P. 2-11、1959 年

(11) 武内雅人「瓦礫も山の賑わいか」『考古学研究』第 46 巻 4 号、P. 121-131、2000 年

(12) 藤田和尊「護岸材について」『鴨都波 12 次 概報』(『御所市文化財調査報告書』第 12 集) P. 23-37、1992 年

(13) 前掲註 (11) P. 121

(14) 木許守ほか編『玉手遺跡―京奈和自動車道建設にかかる発掘調査報告―』(『御所市文化財調査報告書』第 52 集) 2017 年

(15) 花熊祐基・木許守編『茅原中ノ坊遺跡―第 5 次発掘調査報告― 京奈和自動車道建設に係る発掘調査成果』(『御所市文化財調査報告書』第 55 集) 2018 年

(16) 上守秀明「出土品等の活用を考える―次世代とつながる考古学のために(覚書)―」『研究紀要 24―30 周年記念論集―』(財団法人千葉県文化財センター) 2005 年

(17) 出土文化財の所蔵機関が展示等のために貸し出しを依頼されても躊躇するのは、機械警備等の設備があっても「展示会場が博物館等恒常的施設でないため」とか「該当遺物についての調査報告書が未刊行であるため」などの理由があると聞く。前者は資料が湿度や温度の環境の影響を受けやすい有機質遺物や金属器である場合には一定の合理性があるが、土器や石器などの場合には理解しにくい。後者はさらに難解で、貸し出しに際して調査機関が当該遺物の出土状況など最低限の情報を提供することを前提として、報告書が未完な遺物ほどあらゆる機会を捉えて情報公開する必要があると考えられる。またこのことと関連して、近年は相当規制が緩和されたが、筆者は、博物館施設における写真撮影について積極的に認めるべきであると考え。撮影された画像がインターネットに流出することは、解説文を含む場合は著作権との関連で留意が必要であろう。しかし、本来的に営利を目的としない地方公共団体にあっては、所有権を理由に写真撮影を禁止することを合理的に理解することは難しい。

資料1 町内会作成の案内チラシ

回覧

長曽根遺跡出土品
展示会のご案内

長曽根遺跡は、中央環状線道路、府道常盤浜寺道路、長曽根区画整理の開発工事に伴い、昭和58年4月から約18ヶ月の歳月をかけて調査が行われ、調査面積は約5万㎡で、調査の結果、歴史的に貴重な出土品が多数発掘され保存されています。今回その中から主要出土品やパネルを下記の通り展示いたしますので、地域の皆さま方のご見学をお待ちしております。

※画像はイメージです

○展示会

日 時 平成29年3月18日（土）～3月26日（日）
午前10時～午後8時

場 所 長曽根自治会館 1階「のびやかホール」

○講演会（語り部による出前講座・・・堺の文化財について）

日 時 平成29年3月26日（日） 午後2時～

場 所 長曽根自治会館 3階「第1会議室」

講 師 堺市文化財 文化財課 主査 池暮龍彦氏

【お問い合わせ】長曽根自治会館 Tel. 072-251-1111

堺市北区長曽根町

主催：長曽根町内会 協賛：堺市文化観光局 文化財課 大阪府教育庁 文化財保護課

資料2 長曽根遺跡 出土品展示会 当番表（3月13日～27日）

3月		町内会		財産管理	
13（月）	ケースほか搬入	8:30～A		H・I	H・I
14（火）				H・I	H・I
15（水）					
16（木）					
17（金）				H・I	H・I
				10:00～12:00	12:30～17:00
18（土）	展示会初日	9:00～12:30B	12:30～17:00C	H・I	H・I
19（日）			13:00～役員	H・I	H・I
20（月）		9:00～管理人（臨時出勤）		B	C
21（火）			17:00～20:00D	J	J
22（水）			17:00～20:00E	K・L	K
23（木）			17:00～20:00A	C・L	J
24（金）			17:00～20:00F	B	K
25（土）		10:00～12:30G		H	I
26（日）	14:00～出前講座			H	I
27（月）	ケースほか搬出	9:00～F		H・I	H・I

※町内会提供資料を改変。（原資料には、名字が記載されているが、本表では同一人を同一記号で表現した。）

資料3 長曽根遺跡展示会来場者集計表

									財産管理委員会	
3月	お住まい			性別		年齢層			合計	累計
	町内会	子ども会	その他	男	女	中学生以下	一般	65歳以下		
18（土）	23	7	5	17	18	4	6	25	35	35
19（日）	6	11	9	17	9	7	14	5	26	61
20（月）	24	15	3	16	26	16	13	13	42	103
21（火）	5	1	4	4	6	0	1	9	10	113
22（水）	16	0	4	11	9	0	3	17	20	133
23（木）	9	7	1	6	11	2	5	10	17	150
24（金）	19	1	7	11	16	1	13	13	27	177
25（土）	22	5	10	18	19	2	15	20	37	214
26（日）	22	10	6	21	17	7	14	17	38	252
合計	146	57	49	121	131	39	84	129	252	

24